

## 平成二十八年内閣府令第三十八号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する  
内閣府令

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣  
府令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関し  
ては、この府令の定めるところによる。

(参観料の徴収)

第二条 迎賓館の施設のうち内閣総理大臣が別に  
定めるものを参観しようとする者(以下「参観  
者」という。)は、参観料を国に納めるものと  
する。

2 前項の参観料の額は、内閣総理大臣が別に定  
めるものとする。

(指定代理納付者による納付)

第三条 参観者は、参観者の参観料を立て替えて  
納付する事務を適正かつ確実に実施することが  
できると認められる者として内閣総理大臣が指  
定するものをして当該参観者の参観料を立て替  
えて納付させることができる。

2 前項の規定により納付する場合においては、  
内閣総理大臣が指定する日までに納付しなけれ  
ばならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年九月二十九日内閣府令第  
六二号)

この府令は、公布の日から施行する。